

# 仕 様 書

- 1 業務名  
夜間看護補助者派遣業務
- 2 業務場所  
茨城県笠間市鯉淵 6528  
茨城県立中央病院
- 3 就業日 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで  
原則週5日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）  
但し、土曜日、日曜日、祝日に勤務を要する場合があります。
- 4 就業時間 原則 16:30～22:00  
当該業務は、当院の夜間100:1急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することを目指していることから、令和6年9月末までには、必要な派遣人数を確保すること。また、令和6年11月以降、規程の業務時間に満たない場合は、派遣元事業者と当院との協議のうえ、就業時間外の勤務、勤務日以外の勤務を命ずることができる。
- 5 派遣時間数 夜間100:1急性期看護補助体制加算を算定するために必要な時間数  
（1か月当たり：約1600時間、約15名程度）
- 6 業務内容
  - (1) 生活環境に関する業務
    - ① 病棟内の清掃、消毒、ごみ回収
    - ② 入院ベッドの準備・退院ベッドの後片付け（リネン交換・周囲の清掃・物品の返却等）
  - (2) 日常生活に関する業務
    - ① 身体の清潔ケア支援（病衣交換・おしぼり配布・義歯洗浄等）
    - ② 食事へのケア支援（配膳・下膳・食事量のチェック）
    - ③ 排泄へのケア支援（排泄誘導・見守り）
    - ④ 移動に関するケア支援（移送・車いす搬送・体位交換援助・移乗介助）
    - ⑤ 患者見守り・対応
  - (3) 医療器材・物品の管理
    - ① 診療に必要な機械・器具の準備・片付け
    - ② 診療材料の補充・整理
    - ③ 診療材料の洗浄・消毒・片付け
    - ④ アメニティ物品の補充
    - ⑤ 患者ケアに必要な物品の洗浄・片付け（尿器・便器・ガーグルベースン・経管栄養バッグ・ネブライザー・薬杯・口腔ケア用品等）
    - ⑥ 車いす、ストレッチャー、点滴スタンド等の清掃および点検
  - (4) 検体搬送、薬品搬送業務
    - ① 検査検体の搬送（血液・体液・排泄物等）
    - ② 薬品・血液製剤等の搬送
    - ③ 処方薬および注射薬の受領

- (5) その他の軽作業等
  - ① ナースコール対応
  - ② 電話の取り次ぎ
  - ③ 事務作業（コピー・書類整理等）
  - ④ 患者および家族等への説明
- (6) その他、看護師より指示のあった業務

## 7 必要とする派遣労働者の資格・技能・経験等

- (1) コミュニケーション能力
  - ・他人との人間関係を円滑に構築することが出来る。

## 8 派遣元（以下「乙」という。）のサービス・規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 職務上知り得た個人情報などの各種情報を漏らしてはならない。又は、他の目的に使用してもならない。なお、契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 勤務中は職務の遂行を怠るような行為をしてはならない。
- (3) 勤務中は常に被服・頭髮・手指・爪等の清潔保持に努めること。

## 9 乙の責務等

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）を遵守し病院運営に支障を来さないようにするとともに、善良な管理者の注意を払うこと。
- (2) 乙は、派遣についての知識、経験が豊富で、常に誠意をもって対応する者を営業担当者とする。
- (3) 乙の営業担当者は、月 1 回程度派遣職場を巡回することにより就業状況等の確認や派遣労働者、病院（以下「甲」という。）の苦情の申し出を受ける者および指揮命令者、契約担当者等との連絡調整やミーティングを行うものとする。
- (4) 派遣労働者が業務を行う上で必要な数のユニフォームの用意は乙の負担とし、ユニフォームの洗濯に関しては、甲の負担とする。
- (5) 乙は、業務従事者の勤務予定表を前月末までに病院に提出すること。
- (6) 乙は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、派遣労働者の健康状況に常に注意し、派遣労働者が感染症疾病に罹患したときは従事させない等の措置を直ちに講ずること。なお、健康診断にかかる費用は乙の負担とする。

## 10 業務報告及び検査

- (1) 乙は、その月の業務が終了したときは、業務実績を甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

## 11 その他

- (1) 甲の敷地内は全面禁煙である。
- (2) 駐車場は乙において確保し、乙の負担とする。
- (3) 乙は、感染予防と汚染拡散防止に努めるとともに、当院で指定する当院主催の感染制御に関する講習会に派遣労働者を参加させること。また、病院が推奨する麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・新型コロナウイルス等のワクチンについて、接種が必要な者は、乙の費用負担により各種の予防接種を受けるものとする。